

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌
令和6年12月号（毎月発行・通算第221号）
責任者 広報広聴対策官室
Tel 048-600-1324

政策広報 関東地方整備局

第221号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和6年度「手づくり郷土（ふるさと）賞」（国土交通大臣表彰）を選定！関東地方整備局管内から4件の活動が選定されました
2. 北関東・甲信地方における大雪時の対応について～今冬における予防的通行止めの考え方についてお知らせします～
3. 利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の開催について
4. 大雪時の広報サポーターに「仕事猫」が登場～ホームページ・記者発表資料・SNSなどで「仕事猫」にお手伝いいただきます～
5. 首都圏における冬期道路の広報について～首都圏における冬期道路の効果的な広報検討会の提言がとりまとめられました～
6. 首都圏における大雪時の対応について～今冬における予防的通行止めの基本的な考え方についてお知らせします～
7. ～京浜港物流高度化推進協議会～「第16回物流効率化に関する荷主意見交換会」を開催
8. 令和6年度第3回ICT施工「Webセミナー」の参加者を募集します
9. 令和6年度関東地方整備局関係補正予算が配分されました～防災・減災及び国土強靱化を推進し、事前防災対策を加速化します。～
10. 応募総数約3400点 写真コンクール入選作品決定～川と人のふれあいを写し出す 川カシャ!2024～
11. 「全国初！ハイブリッドダムで、地域振興に貢献します」～カーボンニュートラルの実現を目指して、湯西川ダムで新たな水力発電事業者を募集します～
12. 関東地方整備局と首都高速道路(株)との災害時相互協力に関する協定の締結について
13. 「新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ（素案）」を公表します

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ほこみちインスパイアフォーラム2024を開催します～ほこみち領域∞（ムゲンダイ）ほこみちで開く新領域～
2. 「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」を公表～水道事業者等がPFOS及びPFOAに対応する上で参考となる事例集を公表します～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和6年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」(国土交通大臣表彰)を選定!関東地方整備局管内から4件の活動が選定されました

企画部

国土交通省は、社会資本と関わりをもつ地域づくりの優れた取組を推進するため、全国各地から応募のあった活動の中から、13件(大賞部門2件、一般部門11件)の優れた活動を、令和6年度の「手づくり郷土賞」として選定しました。
このうち関東地方整備局管内からは、4件が一般部門で選定されました。

■関東地方整備局管内からの選定案件(一般部門)

- 選定団体：ディスカバーまかべ、真壁街並み案内ボランティア(茨城県 桜川市)
活動名：登録有形文化財を活用したまちづくり～地域に広げる活動の輪～
- 選定団体：NPO 法人 水辺基盤協会(茨城県 美浦村)
活動名：霞ヶ浦の豊かな水辺環境の再生へ向けて～小さな自然再生から広がる人と水辺のふれあい～
- 選定団体：ニッコウイワナに学ぶ会(栃木県 日光市)
活動名：いつも魚にあえる川づくり～日光市のニッコウイワナ復活プロジェクト～
- 選定団体：NPO 法人 暮らし・つながる森里川海(神奈川県 平塚市)
活動名：自然の遊び場「馬入水辺の楽校」づくり
※活動の詳細は資料1、資料2をご覧ください。

■令和6年度 手づくり郷土賞 受賞記念発表会の開催

全国に優れた取組が広がることを目的に、手づくり郷土賞の受賞者から活動の紹介を行っていただく発表会を開催します。

○日時：令和7年3月1日(土) 13時00分～16時15分(予定)

○場所：時事通信ホール(東京都中央区銀座5丁目15番8号)

※その他詳細については後日お知らせします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01911.pdf

2. 北関東・甲信地方における大雪時の対応について ～今冬における予防的通行止めの考え方についてお知らせします～

関東地方整備局道路部
気象庁東京管区气象台
国土交通省関東運輸局
国土交通省北陸信越運輸局
東日本高速道路株式会社関東支社
中日本高速道路株式会社東京支社・八王子支社

早めの通行止めにより、大雪時の大規模な車両滞留を防ぐために、予防的通行止めを実施することとしています。北関東・甲信地方における高速道路会社及び国が管理する道路の今冬の予防的通行止めの考え方についてお知らせいたします。

国土交通省では、大雪時であっても「自ら管理する道路をできるだけ通行止めにはしないこと」を目標として対応してきた考え方を転換し「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」（令和3年3月『冬期道路交通確保対策検討委員会』）ことを基本的な考え方として、予防的通行止めを実施することとしています。

北関東・甲信地方における高速道路会社及び国が管理する道路の今冬の予防的通行止の考え方は、別紙のとおりです。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01926.pdf

3. 利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の開催について

河川部
利根川上流河川事務所
利根川下流河川事務所
江戸川河川事務所
高崎河川国道事務所
利根川ダム統合管理事務所

国土交通省関東地方整備局では、気候変動をふまえた「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の変更に向け、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を開催しますので、お知らせいたします。

1. 開催日時

令和6年12月13日（金）14:00～15:00（予定）

2. 開催場所

さいたま新都心合同庁舎2号館16階 河川部会議室

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

開催場所の最寄り駅：JR さいたま新都心駅から徒歩約5分、

JR 北与野駅から徒歩約7分

3. 議事（予定）

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画について

4. 公開等

- ・カメラ撮りは、冒頭部分のみ可能です。
- ・取材に関する詳細は、別紙1、別紙2をご覧ください。
- ・報道機関以外の方で傍聴を希望される方は、別紙3をご覧ください
- ・会議での配布資料等は、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

（関東地方整備局ホームページ→河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画）

[利根川水系利根川・江戸川河川整備計画](#)

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01948.pdf

4. 大雪時の広報サポーターに「仕事猫」が登場 ～ホームページ・記者発表資料・SNSなどで「仕事猫」にお手伝いいただきます～

今冬、大雪時の広報活動をより効果的に行うために、イラストレーターくまみね氏の人気キャラクター「仕事猫」が広報サポーターとして登場します。

「仕事猫」は、ポスター、ホームページ、記者発表資料、SNS など様々な媒体で活躍し、道路利用者や地域住民に向けて重要な情報をわかりやすく伝える役割を担います。

関東地方整備局では、現在、港湾空港部で「仕事猫」のキャラクターを工事安全の啓発を目的として採用しています。今回、道路部でも大雪時の広報サポーターとして「仕事猫」にお手伝いいただくことになりました。広報のイメージは別紙のとおりです。

大雪時の外出の出控えや冬用タイヤの装着、タイヤチェーンの携行といった情報を、ホームページ・記者発表資料・SNS など様々な広報媒体で登場し、親しみやすく、より多くの方の目にとまることを目指してまいりますので、どうぞよろしく願います。

「仕事猫」を活用した広報活動は、今冬の大雪時に限らず、今後も継続して行う予定としております。関東地方整備局は、引き続き広報活動の改善に努め、道路利用者や地域住民の安全・安心を確保してまいります。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01953.pdf

5. 首都圏における冬期道路の広報について ～首都圏における冬期道路の効果的な広報検討会の提言がとりまとめられました～

令和6年2月5日から6日にかけての大雪時に、首都圏の多くの高速道路、国道20号（甲州街道）及び国道246号において、集中的・効率的に優先して除雪を行うことで大規模な車両滞留の発生を防止するため、「予防的通行止め」を実施しました。

この際、道路利用者の皆様への広報が不十分であったことを踏まえ、関東地方整備局では「首都圏における冬期道路の効果的な広報検討会（座長：関谷直也教授（東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター）」を設置し、効果的な広報の方策について検討してまいりました。

今般、本検討会による提言がとりまとめられました。この提言に基づき、効果的な冬期道路の広報・周知活動を実践して参ります。

提言では、広報、周知活動の充実の方向性として、以下が示されました。

- ・ 前例のない取り組みであっても、伝わる広報の工夫
- ・ 運送事業者や荷主等への広報を念頭に、伝えるべき対象に伝わる広報の実践
- ・ 広報目標の設定と、広報・周知活動の継続的な改善

冬期道路の広報や周知活動の具体的な対応として、主に以下が示されました。

1. 情報提供内容として、わかりやすい情報コンテンツの提供や、「予防的通行止め」等の伝える用語の統一をすること
2. 情報発信のタイミングとして、段階的かつ、早期の情報発信
3. 運送事業者や荷主、外国人ドライバー等、伝えるべき対象に応じた効果的な広報

4. 緊急記者会見のあり方として、総括説明をワンボイスで実施すること、道路管理者別ではなく、首都圏の道路ネットワーク全体としての通行止め情報をわかりやすく解説すること
5. 効果的な広報に向けた継続的な取り組み

関東地方整備局では、この提言に基づき、効果的な冬期道路の広報・周知活動を実践して参ります。

提言の内容につきましては関東地方整備局ホームページを御参照ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000003.html>

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01952.pdf

6. 首都圏における大雪時の対応について ～今冬における予防的通行止めの基本的な考え方についてお知らせします～

首都圏における冬季道路関係者会議

12月7日は、二十四節気の「大雪（たいせつ）」の日です。本格的な降雪期を迎えるにあたって、令和6年2月5日から6日にかけて行った予防的通行止め（注1）の教訓等を踏まえ、今冬における予防的通行止めの基本的な考え方についてとりまとめました。

今冬においては、今回とりまとめた大雪時の対応策を確実に実施してまいります。

（注1）予防的通行止め：大雪時に車両が立ち往生しやすい場所等において通行止めを行い、集中的・効率的に優先して除雪を行うことで大規模な車両滞留を防ぐこと。

国土交通省は、これまで大雪時であっても、「自ら管理する道路をできるだけ通行止めしないこと」を目標として対応してきた考え方を転換し、「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」（令和3年3月）ことを基本的な考え方として「予防的通行止め」を実施します。

首都圏における今年2月5日から6日にかけての大雪時の経験、過去の車両滞留実績を踏まえ、課題と今後の対応策について検証を行うため、首都圏内の道路管理者（注2）による「首都圏における冬季道路関係者会議（以下、「関係者会議」という）」を設置し、議論を進めて参りました。

今般、関係者会議において、今冬における予防的通行止めの基本的な考え方と道路をご利用のみなさまへのお願いをとりまとめたので、お知らせします。

予防的通行止めに関する考え方の詳細は、関東地方整備局のホームページにて公開しておりますのでご覧ください。

関東地整 HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000003.html>

（注2）関東地方整備局、中部地方整備局、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、静岡県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、中日本高速道路(株)、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、気象庁東京管区气象台（オブザーバー）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01951.pdf

7. ～京浜港物流高度化推進協議会～「第16回物流効率化に関する荷主意見交換会」を開催

港湾空港部

京浜港物流高度化推進協議会における活動の一環として、京浜港における物流の効率化・高度化に向けた取組を効果的に進めるべく、国際海上コンテナ輸送を利用する荷主企業との意見交換会を開催しました。

京浜港物流高度化推進協議会（委員長：中田信哉神奈川大学名誉教授、事務局：関東地方整備局、関東運輸局）は、学識経験者、京浜港に関係する事業者団体及び行政の関係者等により構成し、京浜港の競争力強化や背後圏での物流の高度化に向けた課題解決を図るための様々な取組を行っています。

同協議会における活動の一環として、京浜港における物流の効率化・高度化に向けた取組を効果的に進めるべく、国際海上コンテナ輸送を利用する荷主企業との意見交換会を平成19年より実施してきました。

この度、令和6年12月9日（月）に、荷主企業11社と関連する物流事業者5社の計16社及び国土技術政策総合研究所、東京都、川崎市、横浜市、横浜川崎国際港湾株式会社にご参加頂き、16回目となる意見交換会を開催しました。

この意見交換会では、国・港湾管理者・港湾運営会社から、京浜港における物流の取り巻く現状や各種取組みについて説明し、認識共有を図るとともに、荷主企業から、物流効率化にあたっての課題や取組等についてユーザー視点からの多くの貴重なご意見を頂きました。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01972.pdf

8. 令和6年度 第3回 ICT施工「Webセミナー」の参加者を募集します

企画部

ICT施工の更なる普及促進を目的に、誰でも参加できるICT施工「Webセミナー」を開催します。

第3回はアンケート結果で要望が多かった、ICT施工に関する人材育成の取組や若手技術者の体験談、失敗事例等の紹介、3次元モデルの活用事例等 BIM/CIM に関する取組等を紹介します

【募集概要】

- ・ 募集対象：どなたでも参加いただけます。
- ・ 募集期間：令和6年12月17日（火）14:00～令和7年1月21日（火）17:00まで
- ・ 講習概要：ICT施工の各分野のエキスパートであるICTアドバイザーを講師に招き、ICT施工に関する人材育成の取組や失敗事例、BIM/CIMに関する取組、ICT施工 StageⅡに関する技術など、幅広い内容を映像などを用いて紹介いたします。
- ・ 講習費用：無料。
- ・ 開催日程：令和7年1月28日（火）～1月31日（金）（詳細は別紙プログラムを参照）
- ・ 開催方式：Microsoft Teams による Web 配信（定員なし）
- ・ その他：本セミナーは、CPD/CPDS の認定プログラムではありません

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01975.pdf

9. 令和6年度関東地方整備局関係補正予算が配分されました ～防災・減災及び国土強靱化を推進し、事前防災対策を加速化します。～

国土交通省関東地方整備局

令和6年度関東地方整備局関係補正予算として、4,189億円が配分されました。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01977.pdf

10. 応募総数約3400点 写真コンクール入選作品決定 ～川と人のふれあいを写し出す 川カシャ!2024～

河川部

川カシャ!2024の入選作品が決定しました。このコンクールは毎年「川と人のふれあい」をテーマに、関東地方（山梨県、静岡県を含む）に在住、在学中の小学生から高校生が、川や湖沼を被写体にした作品を応募するものです。今年も約3400点の応募があり、その中から76点が見事に入選しました。

当コンクールは、河川愛護月間（注1）の一環として、川に出かけ、それぞれの目線で写真を撮影することを通じて、川に興味を持ち、川を大切に作る気持ちや防災意識を高めていただくことを目的に昭和56年から開催し、今年で43回目の開催となりました。

入選作品は関東地方整備局のホームページで公開するとともに、今後の広報での活用を予定しています。

（注1）河川愛護月間とは、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とした運動です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01984.pdf

11. 「全国初!ハイブリッドダムで、地域振興に貢献します」 ～カーボンニュートラルの実現を目指して、湯西川ダムで新たな水力発電事業者を募集します～

鬼怒川ダム統合管理事務所

再生可能エネルギーの活用の観点から、ハイブリッドダムの取組の一環として、湯西川ダムの放流水を活用して新たに水力発電（従属発電※）を行う「湯西川ダム新発電所設置・運営事業」の事業者を募集します。

国土交通省では、気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの取組を推進しています。

鬼怒川ダム統合管理事務所が管理する湯西川ダムでは、発電設備の新設により水力発電と地域振興に取り組む「湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業」の発電事業者（事

業候補者) 選定のための公募手続きを、国土交通省が管理するダムとしては、全国で初めて開始しました。

(公募の概要は、別添資料のとおり。)

応募要件等を記載した「湯西川ダム新発電所設置・運営事業」募集要項等は、別添資料のとおり鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページに掲載しています。

※「従属発電」:ダムの目的となっている水道用水の供給等、利水の運用を利用して行われる発電

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01985.pdf

12. 関東地方整備局と首都高速道路(株)との災害時相互協力に関する協定の締結について

道路部

関東地方整備局と首都高速道路株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:寺山徹)は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、応援協力をより円滑に行うことを目的に、12月23日、「災害時相互協力に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

今後、本協定に基づき、災害時に円滑かつ確実に協力・応援を行い、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目指します

【背景・目的】

令和6年2月5日、6日の大雪では、首都高速の通行止め解除に向け、関東地方整備局から首都高速道路(株)へ除雪作業の応援を実施しました。

この経験を踏まえ、大雪に係わらず災害があった際に、双方が協力を要請できるものとし、人員や資機材の応援を速やかに可能とする協定を締結するものです。

【連携協力の主な内容】

- (1) 災害に関する情報提供
- (2) 災害対策車両、通信機器等の貸与
- (3) 人員の派遣
- (4) 保有している機材の貸与
- (5) 保有している資材の貸与もしくは提供
- (6) 応援協力のため、応急復旧業務等に対応可能な企業に対して、保有する労務、機材及び資材の提供を要請

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01994.pdf

13. 「新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(素案)」を公表します

首都圏広域地方計画推進室
国土交通省関東地方整備局・関東運輸局

首都圏広域地方計画協議会では、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間の将来を見据えた首都圏の国土形成の方針及び目標等を示す「新たな首都圏広域地方計画」の策定に向けた検討を進めています。

このたび、「新たな首都圏広域地方計画中間とりまとめ（素案）」を作成しましたので、公表します。

首都圏広域地方計画は、国土形成計画法第9条に基づき国土交通大臣が定める広域地方計画で、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県の1都7県の区域）を対象としております。

国の関係機関、都県、政令指定都市、経済団体など38機関で構成された「首都圏広域地方計画協議会」では、令和4年度より「新たな首都圏広域地方計画」の策定に着手し、これまで15回の有識者懇談会を開催し、有識者からご意見を伺いながら検討を進めてきました。

このたび、令和6年12月時点での検討状況を整理し、「新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ（素案）」を作成しましたので、公表します。

今後も、引き続き主要な施策等の検討を進め、「新たな首都圏広域地方計画」の策定に向けて取り組んで参ります。

〈資料は、首都圏広域地方計画ホームページよりご覧頂けます。〉

<https://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000014.html>

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01997.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ほこみちインスパイアフォーラム2024を開催します～ほこみち領域∞（ムゲンダイ） ほこみちで開く新領域～

道路空間の創造的・多様な活用を促すことを目的として、1月21日（火）に「ほこみちインスパイアフォーラム2024」を開催します。

賑わいのある道路空間を構築するため、道路法に基づいた指定制度である「ほこみち（歩行者利便増進道路）」制度を活用して、地域に新しい風を起こそうという動きが全国各地で進んでいます。

今回開催するフォーラムでは、GXや官民連携、広告をテーマとしたクロストークや、各地の様々な「ほこみち」の取組などの紹介を通して、道路空間の活用に関する新たな領域を探求します。

ほこみち インスパイア フォーラム 2024 開催概要

日時	令和7年1月21日（火） 15:00～18:00
場所	大手町サンケイプラザ ホール 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル4F
定員	現地：先着250名、WEB：先着250名
申込方法	次のホームページよりお申込ください。（申込締切：令和7年1月16日（木）） URL： https://hokomichiforum2024.peatix.com
主催	ほこみちプロジェクト事務局 / 国土交通省道路局

- ・本フォーラムの内容等の詳細については、ほこみちプロジェクトホームページにて随時、情報を更新してまいりますのでご確認ください。

ほこみちプロジェクトホームページ：<https://hokomichi.jp/forum/>

- ・本フォーラムは公開で行い、報道関係者はカメラ撮影が可能です。
- ・申込みは先着順です。定員に達した段階で募集を締め切らせていただきます。
- ・ほこみち制度等については、道路局ホームページをご覧ください。
道路局ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001861.html

2. 「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」を公表 ～水道事業者等がPFOS及びPFOAに対応する上で参考となる事例集を公表します～

水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として取りまとめましたので公表します。

1. 概要

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAは、水道水において令和2年度に水質管理目標設定項目（※1）として設定され、PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下が暫定目標値（※2）とされています。

水道水において暫定目標値である50ng/Lを超過する事例が昨年度までに確認されたことから、水道事業者等が取りうる方策等に関して、参考となる資料を提供するため、水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例12例（※3）を、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として取りまとめましたので公表します。

※1 毒性の評価値が暫定であるため等により、水道水質基準となっていないものの、水道水質管理上留意すべき項目

※2 当時の科学的知見に基づき、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの

※3 すべての事例において、現在、暫定目標値以下で管理されている。

2. 今後の取組について

国土交通省としては、今後、都道府県や水道事業者等を対象とした本事例集に関する説明会を開催し、事例集の周知に努めるなど、水道事業者等への技術的支援等に取り組むことにより、安全な水の供給の確保を図ってまいります。

注 全体版については、当省ホームページに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000604.html

※水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（水道事業及び水道用水供給事業分）は[こちら](#)からご覧いただけます。

3. 持続可能な建設業の実現のため、建設業法等改正法の一部を施行します ～「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～

価格転嫁対策や現場管理効率化などのため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部の改正規定について、令和6年12月13日から施行することとします。

1. 概要

第213回国会（常会）において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による一部の改正規定※について、その公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとされていることから、本日、その施行期日を令和6年12月13日と定めるとともに、これらの改正規定のうち監理技術者等の専任義務の合理化について、金額と兼務可能な現場数を定める政令を閣議決定しました。

※契約書の法定記載事項の追加、価格転嫁協議の円滑化の促進、監理技術者等の専任義務の合理化、営業所技術者等の職務の合理化、処遇確保の努力義務の新設、情報通信技術の活用に関する努力義務の新設、公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

2. 政令の主な内容

○ 監理技術者等の専任義務に係る合理化

（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第28条）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場まで兼務できるようになります。

なお、営業所技術者等は、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事について1現場まで兼務できるようになります。

※ 「監理技術者等の専任義務に係る合理化」について、省令で定められる要件は13日までに追ってお知らせいたします。

※ 上記以外の規定のうち、省令で定められる要件があるもの（価格転嫁協議の円滑化など）についても、13日までに追ってお知らせいたします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00266.html

4. 立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会 とりまとめ～持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』～

国土交通省では、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」を立ち上げ、立地適正化計画の取組の裾野拡大や、実効性向上に向けた評価のあり方について議論してまいりましたが、このたび、検討会の全体とりまとめとして、「持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』」を公表しました。

○立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会は、コンパクト・プラス・ネットワークの取組をさらに実効的なものとするために、立地適正化計画制度に求められ

る取組について検討することを目的に、令和5年12月に設置したものです。

(座長：谷口守 筑波大学システム情報系社会工学域教授)

○検討会では、取組の裾野拡大に向けた方策の検討や、市町村による適切な計画の見直しを推進する『まちづくりの健康診断』について、令和6年1月から7回の検討会開催を通じて、議論を重ねてまいりました。

<とりまとめのポイント>

【立地適正化計画の現状と課題】

- ・ 計画作成・取組市町村数は順調に増加
- ・ 必要性が高い市町村でも計画作成・取組が進んでいない場合がある
- ・ 居住と誘導施設の誘導区域内への誘導は、概ね2/3の市町村で進んでいる
- ・ 計画の見直しを実施していない市町村がある、評価方法が市町村によって異なる

【今後の対応の方向性】

①取組の必要性を踏まえた更なる裾野拡大

②市町村による適切な見直しを推進する『まちづくりの健康診断』体系の確立

これらを実現するため、国としては『まちづくりの健康診断』体系の確立のための評価体系の構築、見直しに係る改善方策の提示や、広域連携の推進、データ整備・標準化、周知・広報の工夫や施策効果の整理などによる制度・効果の理解醸成、計画作成・見直し推進に向けた人材確保等への支援などに取り組む予定です。

(添付資料)

別紙① 立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会 とりまとめ概要

別紙② 委員名簿

※とりまとめ本文、過去の会議資料等については、以下の国土交通省HPに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000100.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000272.html

5. 建設業の価格転嫁、ICT活用、技術者専任合理化について、新制度の導入に際して詳細を定めました～「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」等を行～

第213回国会において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）」の改正規定のうち、本日から施行する一部規定について、具体の要件や運用の詳細を定めるため、各種省令・ガイドラインを整備しました。

1. 概要

建設業の担い手確保に向けて、改正法が令和6年6月14日に公布されました。改正法の規定のうち、価格転嫁、ICT活用、技術者専任合理化等に関する一部規定は本日12月13日から施行されるところ、これらの規定の運用の詳細を定めるため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）等の一部を改正するとともに各種ガイドラインを整備しました。

※ 各種ガイドラインについては、下記 URL をご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

2. 本日から施行される主な内容

※建設業法：建設業法（昭和24年法律第100号）、入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、入契法施行規則：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）

（1）契約書の法定記載事項の追加（建設業法第19条第1項第8号）

建設工事の請負契約書に、「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」を記載しなければならないこととなります。

（2）価格転嫁協議の円滑化に関する通知ルール

（建設業法第20条の2第2項から第4項まで、施行規則第13条の14及び第13条の15）

建設業者は、請負代金・工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結前にその旨を必要な情報とともに注文者に通知する義務が課せられることとなり、当該事象が実際に発生したことを受けて建設業者が契約変更を申し出た際には、注文者はその協議に誠実に応じる努力義務が課せられることとなります。

なお、通知が必要となる事象について施行規則において規定するとともに、建設業法令遵守ガイドライン等に具体の運用のあり方を記載しております。

（3）建設業者の処遇確保義務（建設業法第25条の27第2項）

建設業者は、雇用する労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づいて、適正な賃金の支払をはじめとした措置を効果的に実施するよう努めなければならないこととなります。

（4）情報通信技術の活用に関する努力義務規定の創設

（建設業法第25条の28、入契法第16条）

建設業における担い手の確保が喫緊の課題となる中、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避となっている状況を踏まえ、特定建設業者及び公共工事の受注者は、ICTを活用した現場管理や、ICTの活用に係る下請負人に対する指導に努めなければならないこととなります。また建設業者等の取組の参考とするため、指針（ICT指針）を公表しました。

（5）監理技術者等の専任義務に係る合理化・営業所技術者等の職務の特例

（監理技術者等：建設業法第26条第3項、施行規則第17条の2及び第17条の3）

営業所技術者等：建設業法第26条の5、施行規則第17条の5及び第17条の6）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認ができる等の場合には、政令で定める金額・現場数の範囲で兼任が可能となった※ところ、施行規則において、兼任が認められる要件を以下のとおり定めることとしました。なお、運用詳細と留意事項は監理技術者制度運用マニュアルに記載しています。

- 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 各建設工事の下請次数が3次まで
- 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）の配置
- 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による作成等を含む。）
- 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

あわせて営業所に専任しなければならない営業所技術者等についても、同様の措置により専任を要する現場技術者の兼務が可能となります。

※建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）

号) 参照

(6) 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

(入契法第 15 条第 2 項、入契法施行規則第 2 条)

公共工事の受注者は、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じた場合、発注者への施工体制台帳の写しの提出を要しないこととなります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00272.html

6. 「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の変更について閣議決定～建設業が「地域の守り手」等の役割を果たし続けられるよう、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置を新たに規定～

担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を図るため、公共工事の発注者等が新たに講ずべき措置を盛り込んだ「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の変更が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

今年 6 月に成立した第三次・担い手 3 法（※）を踏まえ、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「品確法基本方針」という・平成 17 年 8 月 26 日閣議決定、令和元年 10 月 18 日最終変更）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「入契法適正化指針」という・平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、令和 4 年 5 月 20 日最終変更）について所要の変更を行いました。

（※）「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 54 号）」及び「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）」

2. 概要

(1) 品確法基本方針の変更

- 公共工事等の発注者が講ずべき措置として
 - ・ 週休 2 日工事の推進、時間外労働規制に対応した工期設定や猛暑日の考慮
 - ・ 施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
 - ・ 地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定 等を新たに規定。
- 公共工事等の受注者に関する事項として
 - ・ 能力や経験に応じた適切な処遇確保
 - ・ 情報通信技術を活用した生産性の向上 等を新たに規定。

(2) 入契法適正化指針の変更

- 公共工事の発注者が講ずべき措置として
 - ・ 資材高騰時等における誠実な契約変更協議の実施、スライド条項の適切な運用
 - ・ 現場管理における ICT 活用の推進、技術者の専任・兼任状況の確認
 - ・ 入札契約に係る情報公表の原則インターネット化 等を新たに規定。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00271.html

7. 第2回「歩行空間DX研究会シンポジウム」を開催します！～「持続可能」な移動支援サービスの普及・展開に向けて～

「人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間 DX 研究会」の活動の一環として、『「持続可能」な移動支援サービスの普及・展開に向けて』をテーマにシンポジウムを開催します。

国土交通省では、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の早期の実現を目指し、広く関係者の皆様方と最新の技術や研究、事業、取組等に関する情報共有や意見交換を行うことを目的として、「人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間 DX 研究会」を設立し、これまで様々な活動を行ってきました。その活動の一環として、昨年度に引き続き「歩行空間 DX 研究会シンポジウム」を開催することとしました。

本シンポジウムでは、有識者、民間事業者、行政等の関係者にご登壇いただき、取組紹介、パネルディスカッション等による意見交換・情報共有を行います。

また、車椅子や自動配送ロボットを含むモビリティ等の走行軌跡を活用したデータ整備・更新にも対応可能な仕様に変更しており、より効率的に歩行空間ネットワークデータの整備・更新が可能となることが見込まれ、バリアを考慮した歩行者ナビサービス等の提供の更なる促進が期待されます。

1. 日時 : 令和7年1月23日(木) 14時00分～16時30分
2. 開催形式 : 会場参加・オンライン同時配信 (YouTube ライブ) (参加費無料)
※会場・オンラインいずれの参加も次のリンクからお申し込み下さい。
<https://www.walkingspacedx.go.jp/symposium-application/>

3. 場所 : 東洋大学赤羽台キャンパス INIAD ホール
(東京都北区赤羽台1丁目7-11)

4. 主催 : 国土交通省

5. プログラム : (敬称略)

開催挨拶 (国土交通省政策統括官 小善 真司)

<第1部> プロジェクト紹介・プレゼンテーション

・ 主旨説明

(東洋大学情報連携学学術実業連携機構長 坂村 健)

・ 歩行空間の移動円滑化データワーキンググループ 取組報告

(東洋大学情報連携学部情報連携学科教授 別所 正博)

・ 歩行空間の3次元地図ワーキンググループ 取組報告

(日本大学理工学部交通システム工学科教授 佐田 達典)

<第2部> パネルディスカッション ～「持続可能」な移動支援サービスの普及・展開に向けて～

コーディネーター : 東洋大学情報連携学学術実業連携機構長 坂村 健

パネリスト : (順不同)

・ 国土交通省総合政策局総務課政策企画官 松田 和香

・ NPO 法人仙台バリアフリーツアーズ代表理事 岩城 一美

・ 川崎市まちづくり局指導部建築管理課誘導促進担当係長 植野 弘実

・ 全日本空輸株式会社経営戦略室 MaaS 推進チーム Universal MaaS プロジェクト兼 ANAHD 未来創造室 モビリティ事業創造部 MaaS 事業チーム マネジャ

大澤 信陽

・ WHILL 株式会社日本事業部上級執行役員事業部長 池田 朋宏

・ 本プロジェクトアンバサダー 車いすバスケット選手 網本 麻里

本シンポジウムの詳細については、下記の HP にて随時情報を更新しますのでご確認ください。

(シンポジウム HP) <https://www.walkingspacedx.go.jp/symposium2024/>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000173.html

8. 自動運転に資する路車協調システムおよび 走行空間の実証実験について募集します～技術基準等策定に必要な検証を実施～

近年、人口の減少に伴う労働力不足を背景に、物流事業者における担い手の確保が課題となっており、その解決策として自動運転の活用が期待されています。

道路局では、車載センサで検知が困難な道路状況を検知し自動運転車両に情報提供を行う路車協調システムや自動運転車両を安全かつ円滑に走行させるための道路空間について、実証実験を実施しているところです。

この度は、路車協調システムの技術基準や走行空間のガイドライン等の作成に必要な検証のため、長期間の実証を目的とした実験の協力者について公募を行います。

(1) 募集期間

令和6年12月18日(水)14時 ～ 令和7年1月22日(水)12時

(2) 申請者

路車協調システム実証実験または走行空間実証実験を実施する地方公共団体

※実験箇所が複数の道路管理者にまたがり、複数の地方公共団体が合同で実験を実施する場合は、代表となる地方公共団体を申請者とします。

(3) 支援内容

路車協調システム実証実験では、路車協調システムの機器調達・設置、効果検証を国土交通省が別途契約する業務において実施します。

走行空間実証実験では、走行空間実証実験にかかる経費の一部を国土交通省が負担します。

※詳細は公募要領を参照して下さい。

(4) 提出方法・採択方法

申請者は、実証実験を実施する地域を所管する国土交通省地方整備局等((6)事前相談先を参照)に実験の内容や申請書類の作成方法等について予め相談のうえ、申請書類一式を募集期間中に「(5)提出先」のメールアドレスへ提出してください。国土交通省で審査の上、採択を行います。

※詳細は公募要領を参照して下さい。

(5) 提出先

道路局道路交通管理課 ITS 推進室 : hqt-its2020-dk@gxb.mlit.go.jp

(6) 事前相談先

関東 地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	道路計画 第二課	048-601-3151
-------------	---	-------------	--------------

※公募要領・申請書は下記のページに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001865.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001865.html

9. 「水道カルテ」をぜひご確認ください～水道事業者等の経営と施設の耐震化の現状を見える化～

国土交通省は、水道事業への国民の理解促進を図り、経営改善と施設の耐震化を加速化させるため、全ての水道事業者等(※1)の経営と基幹管路、浄水施設及び配水池の耐震化の現状を分かりやすく簡易的に図示した「水道カルテ」を公表します。

※1：水道事業者（簡易水道事業者を除く）及び水道用水供給事業者

1. 背景・目的

令和6年能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲かつ長期の断水が発生し、改めて耐震化の遅れと対策の重要性が認識されました。

また、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増加により、今後、水道事業の経営状況は一層厳しくなっていくことが見込まれており、耐震化の推進にあたっては経営改善が重要となります。

このため、水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民の皆様が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識いただくツールとなることも期待し、「水道カルテ」を作成しました。

2. 「水道カルテ」の概要・結果

「水道カルテ」では、料金回収率(※2)と耐震化率等(※3)を指標として設定し、現状の確認や、他の水道事業者等との比較を視覚的に可能にしました。

その上で、料金回収率と耐震化率等の状況を把握するために、水道事業者等を8つのグループに分類しました。具体的には、料金回収率が100%未満の水道事業者等をグループⅠ、100%以上をグループⅡとしました。

1,347の水道事業者等のうち、料金回収率が100%未満で、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが248事業者Ⅰ-3)、料金回収率が100%以上であっても、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが164事業者Ⅱ-3)という結果となりました。

※2：給水に係る費用を給水収益で賄っている割合

※3：基幹管路の耐震適合率、浄水施設及び配水池の耐震化率

3. 公表後の国土交通省の取組について

水道事業者等が課題解決に向けた取組の方向性を検討する手順等を示すガイドラインの策定や、経営改善、耐震化の推進に向けた技術的支援に取り組んでまいります。

全ての水道事業者等の「水道カルテ」は、以下 URL にて公開しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000919.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000608.html

10. 第5回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞」が決定しました！～グリーンインフラに関する優れた取組・計画事例を表彰します～

グリーンインフラ官民連携プラットフォームでは、第5回グリーンインフラ大賞について、全国から応募のあった多数の取組事例の中から「国土交通大臣賞」2件、「特別優秀賞」4件、「優秀賞」7件を決定しました。

○表彰式

国土交通大臣賞、特別優秀賞の受賞事例に対する表彰式は、グリーンインフラ産業展 2025 で実施予定です。

【日時】令和7年1月29日(水)午前(予定)

【場所】東京ビッグサイト 南1・2ホール

グリーンインフラ産業展 2025 の詳細については、下記サイトをご確認ください。

【グリーンインフラ産業展 2025 特設サイト】(外部リンク)

<https://biz.nikkan.co.jp/eve/green-infra/>

第5回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞」

◆ 武蔵野台地における「雨にわ」によるNbSの普及・実証事業

【受賞者】特定非営利活動法人雨水まちづくりサポート

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

【所在地】東京都世田谷区、武蔵野市

【概要】市民・民間が参画する「流域治水」、「雨にわ」の認知度向上と実践の取組

調査・計画・設計・施工・点検・維持管理・モニタリング・効果評価を通じた2地域(世田谷区、武蔵野市)での雨にわの実践と地中も含めた雨水の見える化を実現。様々なプログラムを通じた自治体・市民の雨にわの設置プロセスへの参画による幅広い世代への普及・啓発を実施。

(例)親子向け普及ワークショップ(WS)、市民向け実践WS、自治体職員向け調査WS、イベント参加(子供霞が関見学デー、武蔵野エコマルシェ等)



ポイント

雨にわの社会実装・各種イベントを通じた参加者の意識醸成、調査・計画～維持管理まで一連の社会実装に関するレポートの取りまとめ、植物の生育や微気象の改善効果等の評価・分析を行うためのデータ収集

◆ おおはし里の社 ～都市部の道路空間を活用した”生きもの中心の緑地”～

【受賞者】首都高速道路株式会社

【所在地】東京都目黒区

【概要】大橋ジャンクション整備後のモニタリング・維持管理活動と地域社会との共生の取組

換気所屋上という特殊な空間に、かつての目黒川周辺の原風景をモデルに地域の自然を再生した緑地を整備。周辺の緑地と連携することで、エコロジカル・ネットワークを形成し、生物多様性を保全。小学生向けの稲作体験、教育機関と連携した講座等の地域との共生活動を実施。



ポイント

都市部における自然の再生、多種多様な生きものので息環境の維持、様々な認証等の取得(自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地、SEGES等)、環境教育の場としての活用(稲作体験、自然ふれあい会等)

第5回グリーンインフラ大賞「特別優秀賞」

◆ 馬場川通りアーバンデザイン・プロジェクト

【受賞者】一般社団法人前橋デザイン Kommission、株式会社ランドスケープ・プラス、宮下工業株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、平方木材株式会社、群馬県前橋市

【所在地】群馬県前橋市

◆ 「5本の樹」計画

【受賞者】積水ハウス株式会社

【所在地】沖縄を除く全国の都道府県

◆ 高山西 IC ピオトープ ～地域で育てた「飛騨の森」～

【受賞者】岐阜県立飛騨高山高等学校、飛騨地域エコロード検討委員会（事務局：高山国道事務所）、株式会社建設技術研究所、株式会社建設環境研究所、株式会社環境アセスメントセンター、いであ株式会社、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

【所在地】岐阜県高山市

◆ 竹中育英会学生寮

【受賞者】公益財団法人 竹中育英会、株式会社 竹中工務店

【所在地】東京都練馬区

第5回グリーンインフラ大賞「優秀賞」

【取組部門】

◆ かなめのもり ～敷地比100%育つ緑化・雨水全量自然浸透による都心の森の創出～

【受賞者】株式会社長谷川ビルディング、株式会社高田造園設計事務所、株式会社川島範久建築設計事務所

【所在地】東京都品川区

◆ 境川・清住緑地 ～富士山からの豊富な湧水と水辺自然環境を守る地域協働活動～

【受賞者】特定非営利活動法人グラウンドワーク三島、三島市、境川・清住緑地愛護会、加和太建設株式会社、静岡コンサルタント株式会社

【所在地】静岡県三島市

◆ 聖蹟桜ヶ丘北地区 多様な主体の分野横断的な連携、公有地と民有の空き地を活用したかわまちづくりによる自然再興・地域活性化・地域防災力の向上

【受賞者】東京建物株式会社、株式会社東栄住宅、京王電鉄株式会社、伊藤忠都市開発株式会社

【所在地】東京都多摩市

◆ 研究学園「まちごとグリーンインフラ」を目指して

【受賞者】つくば市谷田部地区区会連合会・研究学園支部、つくば市、独立行政法人都市再生機構

【所在地】茨城県つくば市

◆ 都心の住宅地で雨から始まるまちづくり —小さなスペースで建築的な制約が多い場所での雨庭の在り方—

【受賞者】NPO 世田谷まちづくり市民評議会、株式会社フレイム一級建築士事務所

【所在地】東京都世田谷区

【計画部門】

◆ 生物多様性重要エリアマップの公開

【受賞者】名古屋市

【所在地】愛知県名古屋市

◆ グリーンインフラ普及啓発ツール「雨庭カプセルトイ」の開発及びカプセルトイを用いた地域におけるグリーンインフラ認知度向上にむけた取組

【受賞者】京都産業大学 環境政策学研究室

【所在地】京都府京都市

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000336.html

11. 水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について(最終取りまとめ)

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」の最終取りまとめ結果を公表します。

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」については、水道事業及び水道用水供給事業分の結果を令和6年11月29日(金)に公表したところです。

本日開催された環境省の「令和6年度第2回水質基準逐次改正検討会」及び「第5回PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」合同会議において、専用水道分の結果を含めた水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果が最終的に取りまとめ報告されたので公表します。

【添付資料】

(別添)水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について(最終取りまとめ)

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00045.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000612.html

12. あなたの地域の浸水を察知し迅速な行動へ～ワンコイン浸水センサ実証実験の新規参加者を募集します～

浸水の危険性がある地域に手頃な価格の小型センサを設置し、リアルタイムに浸水の有無を把握することが可能となりつつあります。

このセンサの実証実験を、より有効に行うためには、様々な地域や場所で設置する必要があります。このため、引き続き実証を行うこととし、新たに参加する自治体や企業・団体等を募集します。

○実証実験の目的

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、浸水の状況を迅速に把握し、災害対応を行うことが重要となっております。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握し防災行動に繋げる仕組みの構築に向けて、国や自治体、民間企業等の様々な関係者が協力して、センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

○公募内容

(1) 対象者

- [1] 実証実験実施地区となる自治体(市区町村)
- [2] 浸水センサを自ら設置・管理できる企業・団体等(都道府県含む)

※ 詳細は、別添公募実施要領をご覧ください。

(2) 公募期間

- [1]、[2] 共通：令和6年12月24日(火)

～令和7年2月28日(金) 17時まで

(3) 公募説明会の開催について

- 1) 開催日時：令和7年1月17日（金）14：00
 - 2) 開催方法：WEB 会議（Microsoft Teams によるオンライン開催）
 - 3) 参加申込：別添公募実施要領5.に従い、メールで申し込みください。
（締切：令和7年1月15日（水）17：00まで）
- ※ 報道関係者等の傍聴も可能です。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001278.html

13. 「空き家対策の推進に関する官民連携イベント」を実施します！～空き家対策における地方公共団体と不動産事業者の連携を強化～

国土交通省では、官民一体となった空き家対策の推進を目的に、「空き家対策の推進に関する官民連携イベント」を実施することとしました。

第一弾として、関東地方整備局管内の地方公共団体と不動産事業者を対象にイベントを開催します。

不動産事業者の方々の積極的なご参加を期待します。

1. 日時 令和7年1月31日（金）14:00～17:00
2. 会場 三田共用会議所 1階講堂（東京都港区三田2-1-8）
3. 参加者
 - ①関東地方整備局管内の地方公共団体の空き家対策ご担当者等（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - ②上記の地域で不動産事業を行っており、当該地域の地方公共団体との連携を希望している不動産事業者
4. 参加費 無料（交通費等をご負担をお願いします。）
5. 内容
本イベントでは、連携先や連携のあり方を模索されている関東地方整備局管内の地方公共団体と、これらの地域での連携を検討されている不動産事業者の皆様にご参加いただき、官民連携事例の紹介等のほか、情報交換やマッチングの機会を設ける予定です。
6. 申込方法
参加希望の方は、下記 URL より参加申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。
申込締切：令和7年1月15日（水）
【参加申込みフォームURL】：<https://forms.office.com/r/LfcNgXADmr>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00088.html